

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3018号)

令和5年9月26日

横情審答申第3018号
令和5年9月26日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和3年12月10日教特教第1193号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「(1)2021年6月13日付文書(2)2021年9月21日付文書(3)別紙1、別紙2」
の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「(1)2021年6月13日付文書 (2)2021年9月21日付文書 (3)別紙1、別紙2」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和3年10月13日付で行った「(1)2021年6月13日付文書（以下「文書1」という。）(2)2021年9月21日付文書（以下「文書2」という。）(3)別紙1、別紙2（以下「文書3」という。）」（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

本件審査請求文書のうち非開示とした部分は、保護者から提出された手紙の内容で氏名が記載されており、これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報を除いたとしても、特定の個人の主張や心情等が記載されている。そうすると、非開示部分全体が、特定の個人を識別することができないが、公にすることにより特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当し、また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことから、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 一部開示は、問題行為の隠蔽であり反社会的行動である。全開示を要求する。
- (2) 教師による暴行、暴言などの部分は、公務中の行為であり、どのように児童に対して非人道的なことを行ったのかを明らかにする意味でも情報は公開されるべきで

ある。

- (3) 第三者が一人でも問題意識を持って監視しているとなれば、安易な隠蔽はなくなるだろう。それにより、問題を起こせば問題として取り上げられると教職員の意識が高まれば多少なりとも問題が減る可能性がある。そのための検証材料を公開しないのは、改善する気が全くないと言える。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 教職員に係る訴えがあった場合の対応について

実施機関によると、教職員の言動による被害を受けた児童・生徒やその保護者から訴えがあった場合には、当該児童・生徒が在籍する学校の校長は、関係する教職員や児童・生徒等から聞き取り等を行い、正確な事実関係の把握に努めるとのことである。

- (3) 本件審査請求文書について

ア 本件審査請求文書は、いずれも保護者がその子に関して特別支援学校に宛てた手紙であり、文書1及び文書2は保護者から特定特別支援学校Aに送信された電子メールに添付された文書であり、文書3は保護者が特定特別支援学校Bに提出した外国語の文書を日本語に翻訳した文書である。

なお、文書3に関しては、実施機関において外国語の原文を保有していることが確認されたため、令和5年8月18日付で追加の一部開示決定処分を行っている。

イ 本件審査請求において、審査請求人は、本件審査請求文書の全部を開示するよう求めているため、当審査会ではその非開示事由該当性について判断する。

- (4) 文書1及び文書2並びに文書3のうち別紙1の旧条例第7条第2項第2号該当性及び旧条例第8条第2項による一部開示について

ア 旧条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの・・・又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について、開示しないことができると規定している。

もつとも、同号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 文書1及び文書2並びに文書3のうち別紙1には、生徒又は保護者の氏名のほか、保護者個人の思いを述べた内容が記載されている。

これらの記載は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるから、旧条例第7条第2項第2号本文に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

ウ ところで、旧条例第8条第2項では、「開示請求に係る行政文書に前条第2項第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」として、行政文書の一部開示について規定している。

本件では、これらの文書のうち生徒又は保護者の氏名は、特定個人が識別される記述部分である。そして、生徒又は保護者の氏名を除いた部分は、保護者が特別支援学校に対し個人の思いを述べた内容であって、特定個人の人格と密接に関連する情報であり、通常他人に知られたくない情報であることから、これを開示すると特定個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、旧条例第8条第2項による一部開示の対象とはならない。

(5) 文書3のうち別紙2の旧条例第7条第2項第2号の該当性について

文書3のうち別紙2には、生徒又は保護者の氏名の記載はなく、保護者個人の思いを述べた内容のみ記載されていることから、特定の個人を識別することができる情報には該当しない。

しかしながら、本件文書に記載された保護者個人の思いは、特定個人の人格と密接に関連する情報であり、通常他人に知られたくない情報であることから、これを

開示すると特定個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、旧条例第7条第2項第2号本文に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(6) 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を一部開示とした決定は、妥当である。

なお、文書3に関しては、外国語の原文も併せて本件開示請求の対象文書として特定すべきであったが、前述のとおり、既に実施機関において追加の一部開示決定処分を行ったことから、その問題は解消されている。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 齋藤宙也、委員 久末弥生

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和3年12月10日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和4年1月20日 (第277回第三部会) 令和4年1月25日 (第357回第一部会) 令和4年1月26日 (第411回第二部会)	・諮問の報告
令和5年7月27日 (第375回第一部会)	・審議
令和5年8月22日 (第376回第一部会)	・審議